

# 自費サービス契約書

\_\_\_\_\_様（以下、「お客様」という。）と社会福祉法人えちご府中会ヘルパーステーション府中会（以下、「事業所」という。）は、事業所がお客様に対して行う介護保険適応外サービス（以下、「自費サービス」という。）について、以下のとおり契約を締結します。

## （契約の目的）

第1条 事業所はお客様に対して自費サービスを提供し、お客様は事業所に対し、そのサービスに対する所定の利用料及びその他の費用（以下、「サービス利用料金」という。）を支払います。

## （契約期間等）

第2条 この契約の期間は\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日から第8条の規定により契約が解除、又は終了されるまでとします。

## （自費サービスの内容）

第3条 事業所がお客様に対して行う自費サービスにおいて、提供できるサービスは次のとおりです。

- ① 身体介助  
食事介助、入浴介助、排泄介助、服薬介助など
- ② 付き添い介助  
散歩、行楽、観劇、映画鑑賞、冠婚葬祭、墓参りなど、外出される際の付き添い介助
- ③ 買い物代行
- ④ 通院付き添い  
公共交通機関を使用し、通院の付き添いや薬の受け取りなど
- ⑤ 入退院支援  
入退院時の準備や付き添い、入院中の見守りなど
- ⑥ 家事支援  
調理、後片付け、掃除、洗濯、布団干し、ガラス拭きなど
- ⑦ 見守り支援  
ご自宅に伺いご様子確認や見守り、日中の話し相手、そのご様子を離れたご家族へお知らせなど

2 事業所は、お客様のために医療行為は行わないものとします。

## （自費サービスの提供方法）

第4条 事業所が提供する自費サービスの内容・利用回数・利用料については別紙の自費サービス票に記載します。

- 2 お客様は事前の申し出により、自費サービスの内容を変更することができます。
- 3 事業所は、訪問介護員が行うサービス提供毎にお客様の確認を受けることとします。
- 4 お客様からサービスの変更の申し出があった場合、新たに自費サービス票を作成し、お客様等へ説明の上、同意を受けることとします。

(サービス利用料金及び支払方法)

第5条 お客様は第3条、及び第4条に定めるサービスについて別紙の自費サービス票に記載されたサービス内容、時間、休日等の定めに従い、サービス利用料金を事業所に支払うものとします。ただし、介護保険対応サービスに引き続き自費サービスを利用する場合、自宅までの交通費は支払わないものとします。

- 2 お客様はサービス実施のために必要な水道・ガス・電気等の費用、及びサービス提供中の交通費（通院、買い物などの際、公共交通機関等を使用した場合）を負担します。
- 3 サービス利用料金は1か月毎に計算し、翌月15日に請求書を発行します。お客様はこれを所定の期日までに次の方法により支払うものとします。

口座引き落とし	サービス利用月の翌月25日に事業所が指定した金融機関からの口座より引き落とします。
---------	---

- 4 事業所はお客様から利用料の支払いを受けた時、領収書を発行します。

(利用の中止または変更)

第6条 お客様は、利用期日前に自費サービスの利用を中止することができます。この場合にはサービス実施日の前日午後6時までに事業所に申し出るものとします。

- 2 お客様が前日の午後6時以降に利用の中止を申し出た場合は、所定のキャンセル料を事業所に支払っていただきます。
- 3 事業所はお客様からのサービス利用の変更等の申し出があった場合、可能な限り、その変更を受け入れるように努めます。

(利用料金の変更)

第7条 第5条第1項に定めるサービス利用料金について、事業所はお客様に対して変更を行う日の1か月前までに文書で通知することにより、当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

- 2 お客様が利用料金の変更について意思表示が無く、変更期日を経過した場合は、お客様が同意したものとみなします。
- 3 お客様は第1項に定めるサービス利用料金の変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

(契約の終了)

第8条 次のいずれかに該当する場合には本契約は終了するものとします。

- ① お客様が亡くなられた場合
- ② お客様が本契約第9条に基づき、本契約を中途解約した場合
- ③ お客様が本契約第10条に基づき、本契約を解除した場合
- ④ 事業所が本契約第11条に基づき、本契約を解除した場合

(お客様からの契約解約)

第9条 お客様は本契約の有効期間中、契約解約を希望する日の7日前までに、その旨を事業所に申し出なければなりません。但し、お客様の急変、急な入院などの止むを得ない事情のある場合は、契約解約を希望する日の7日以内であっても、この契約を解約することができます。

第10条 お客様は次に掲げる事由が客観的に存在すると認められる場合には、直ちに本契約を解除することができるものとします。

- ① 事業所がお客様、又はそのご家族様に対し、不法行為を行った場合
- ② 事業所が本契約に著しく違反し、お客様に対して重大な損害を発生させた場合
- ③ 事業所が正当な理由なくサービスの提供を拒否した場合
- ④ 事業所が破産手続開始の申立、民事再生手続開始の申立、又は会社更生手続開始の申立をし、又は申立を受けた場合
- ⑤ 上記各号の他、本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合

(事業所からの契約解除)

第11条 事業所はお客様が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。なお、原則として事業所はお客様、及びそのご家族様と協議の場を設け、誠実に協議することにより本契約を解除するか否かを慎重に決定するものとします。

- ① 契約時に必要な書類に虚偽の記載をし、又は故意に不利益となる事実を告知しない等の不正手段により事業所との信頼関係に支障をきたした場合
- ② お客様が支払うべきサービス利用料金の支払いが2か月以上遅延し、相当期間を定めた督促にも関わらず、これが支払われない場合
- ③ お客様、又はそのご家族様が法令、又は本契約の条項に違反し、事業所が改善の見込みがないと判断した場合
- ④ お客様、又はそのご家族様が事業所、又は職員の生命、身体、財産、若しくは、信用を傷つける恐れがあり、且つ事業所がこれを防止できないと判断した場合
- ⑤ 地震等の天災、その他止むを得ない事情によって継続的な運営が困難になった場合
- ⑥ 前各号の他、お客様、又はそのご家族様と事業所との信頼関係に支障をきたし、その回復が困難であり、事業所が適切なサービスの提供を継続できないと判断した場合

(個人情報の使用等、及び、守秘義務)

第12条 事業所はお客様の個人情報の利用目的等において、別途「個人情報使用同意書」に定め、お客様の同意のもと使用するものとします。

- 2 事業所はサービスを提供する上で知り得たお客様に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らさないものとします。又、事業所は事業所、及び職員に対して同様の義務を負わせるものとします。この守秘義務は職員退職後、及び本契約終了後も同様とします。

(緊急時の対応)

第13条 事業所は自費サービスの提供中に、お客様の身体の状態に著しい変化が見られた場合は、『緊急時連絡票』に記入されたご家族等に速やかに連絡します。

(苦情処理)

第14条 お客様は事業所、及び行政機関等に対して、いつでも苦情を申し立てることができるものとします。

- 2 事業所は前項に定める苦情受付手続きを重要事項説明書に定め、お客様からの苦情等を適切に解決するよう努めるものとします。
- 3 事業所は、お客様から本条第1項に定める苦情申立に対し、迅速かつ誠実に必要な対応を行うものとします。
- 4 事業所は、お客様が苦情申立等をおこなったことを理由として不利益な取り扱いをしないものとします。

(損害賠償)

第15条 事業所は事業所の責めに帰すべき事由によりお客様、又はそのご家族様の生命、身体、財産、又は名誉に損害を発生させた場合には、直ちに必要な措置を講ずるとともに速やかに相当因果関係の範囲内の損害を賠償するものとします。但し、お客様にも責めに帰すべき事由が存するときは、賠償額が減額されるものとします。

- 2 事業所は事業所の責めに帰すべからざる事由によりお客様に生じた損害については、損害賠償の責めを負わないものとします。とりわけ、以下の事由に該当する場合には、事業所は当然に損害賠償の責めを免れるものとします。なお、以下は事業所が損害賠償の責めを免れる自由を限定列挙したものではありません。
  - ① お客様、又はそのご家族様が契約締結時にその疾患、及び身体等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因してお客様、又は、そのご家族様に損害が発生した場合
  - ② お客様、又はそのご家族様がサービス提供のために必要な事項に関する聴取、及び確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因してお客様、又はそのご家族様に損害が発生した場合
  - ③ お客様の身体上の素因による急激な体調の変化、その他事業所の提供したサービスを原因としない事由によりお客様に損害が発生した場合
  - ④ お客様の金銭その他の財産が事業所の責めに帰すべからざる事由により紛失した場合
  - ⑤ 事業所が必要なサービス提供のためにお客様、又はそのご家族様の所有物品を通常の使用方法により使用したにもかかわらず、当該物品が耐用年数の超過その他の理由により破損した場合
  - ⑥ 上記に準じる場合

(本契約に定めのない事項)

第16条 本契約に定めのない事項、及び本契約における各条項に関する解釈についてはお客様、ご家族様、事業所は相互に協議し、誠意をもって対応するものとします。

(合意管轄)

第17条 お客様と事業所は本契約に関して止むを得ず訴訟となる場合には、事業所の本部所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とすることを予め合意するものとします。

本契約を称するため本書は2通作成し、お客様、及び事業所双方が記名又は署名捺印の上、各1通を保有するものとします。

契 約 締 結 日                      令 和                      年                      月                      日

**【記名、または署名捺印欄】**

事業所名	住 所	上越市東雲町2丁目11-6		
	名 称	社会福祉法人えちご府中会		
		ヘルパーステーション府中会		
	管理者	中 條 俊 晴		印

お 客 様 (契約者)	住 所			
	氏 名		印	
<input type="checkbox"/> 代理人 または <input type="checkbox"/> 署名代理人	住 所			
	氏 名		印	お客様との関係 (                      )

別 紙

【通常料金】 ※訪問介護員一人で対応した場合の料金です

30分未満	1,000円/回
30分以上60分未満	2,000円/回
30分増すごとに	1,000円

【自宅までの交通費】

旧上越市内	一律 500円
上記地域以外	一律 600円

【割増】

午前8時～午後6時まで	通常料金
早朝（午前6時～午前8時まで）	25%割増
夜間（午後6時～午後10時）	25%割増
深夜（午後10時～翌午前6時まで）	50%割増
年末年始・ゴールデンウィーク (12/30～1/3、5/3～5/5)	上記の他 25%割増

【サービス提供中の交通費】

往復5kmまで	100円
往復5～10kmまで	200円
往復10～15kmまで	300円
これ以降～5km増すごとに100円増	

【キャンセル料】

前日の午後6時まで	無料
上記以降	利用料金の50%

※上記の各料金の消費税は申し受けます

別紙

【通常料金】 ※訪問介護員一人で対応した場合の料金です

10分につき	300円/回
居室配下膳（1食につき）	300円/回
居室配下膳（1日3食） ※朝・昼・夕	700円/日

【割増】

午前8時～午後6時まで	通常料金
早朝（午前6時～午前8時まで）	25%割増
夜間（午後6時～午後10時）	25%割増
深夜（午後10時～翌午前6時まで）	50%割増
年末年始・ゴールデンウィーク （12/30～1/3、5/3～5/5）	上記の他 25%割増

【サービス提供中の交通費】

往復5kmまで	100円
往復5～10kmまで	200円
往復10～15kmまで	300円
これ以降～5km増すごとに100円増	

【キャンセル料】

前日の午後6時まで	無料
上記以降	利用料金の50%

※上記の各料金の消費税は申し受けます